



医療法及び薬機法における病院等の 基本情報の届出に係る手続の見直し

令和5年6月
豊田市

重点番号6：医療法及び薬機法における病院等の基本情報
の届出に係る手続の見直し（豊田市）



2件の提案を行います

提案①

- 医療法に基づく変更事象の報告及び届出の簡素化

60

提案②

- 医療機能情報提供制度に基づく情報のオープンデータ化



2件の提案を行います

提案①

- 医療法に基づく変更事象の報告及び届出の簡素化

提案②

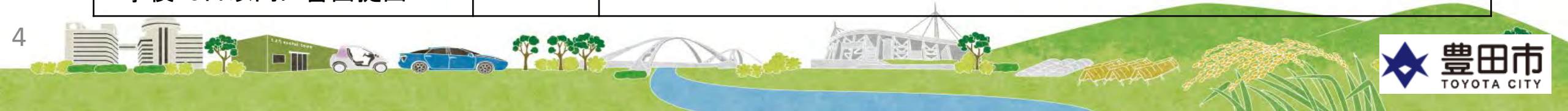
- 医療機能情報提供制度に基づく情報のオープンデータ化



医療法に基づく変更事象の報告及び届出の概要

医療機関等(病院、診療所、助産所)において、管理者、診療科目、診療時間等の変更事象が生じた場合は、変更事象の内容に応じて、医療法に基づき変更事項の報告や届出が必要になる。

手続制度	根拠	対象事象
○変更報告 <医療機能情報提供制度> 管理者が WEB入力か書面提出	法6の3	【管理運営事項】 施設名称、管理者、所在地、電話番号及びFAX番号、診療科目、診療日、診療時間、病床種別、病床数、アクセス、駐車場情報 他 【提供サービス】 医療従事者の専門性、保有する施設設備、対応する予防接種 他 【医療の実績、結果に関する事項】 人員配置、医療安全対策、院内感染対策、患者数、平均在院日数 他
○変更届 <医療機関開設後の届出> 開設者が 事後10日以内に書面提出	令4 令4の2	開設者の住所・氏名、施設名称、診療科目、診療日、診療時間、定款、管理者の住所・氏名、汚水の排出方法等、診療に従事する医師、歯科医師、薬剤師の氏名等 他

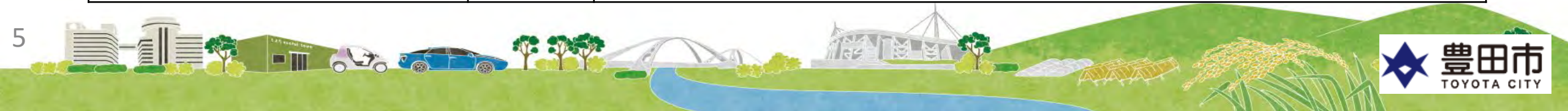


薬機法に基づく変更事象の報告及び届出の概要

薬局において、管理者、営業時間等の変更事象が生じた場合は、変更事象の内容に応じて、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づき変更事項の報告や届出が必要になる。

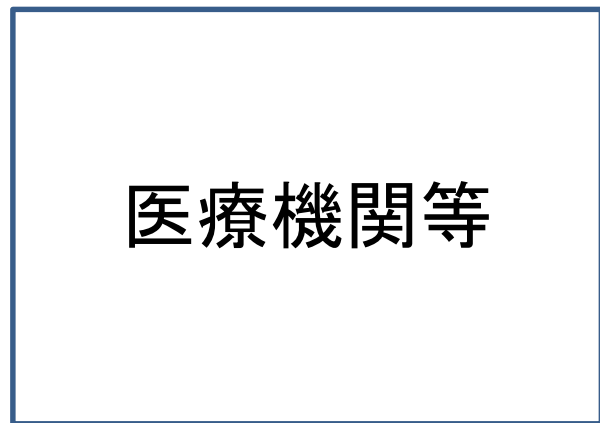
手続制度	根拠	対象事象
○変更報告 <医療機能情報提供制度> 開設者が WEB入力か書面提出	法8の2	【管理運営事項】 名称、開設者、管理者、所在地、電話番号及びFAX番号、営業日、 営業時間、アクセス、駐車場情報 他 【提供サービス】 認定薬剤師の数、一包化等業務内容、地域医療連携体制 他 【実績、結果に関する事項】 薬剤師数、医療安全対策、感染対策、処方箋応需数 他
○変更届 <薬局開設後の届出> 開設者が 事後30日以内に書面提出	法10 規16	開設者の住所・氏名、営業日、営業時間、管理者の住所・氏名・勤務時間数、 その他薬剤師等の氏名・勤務時間数、構造設備 他 ※ 名称、薬剤師不在時間の有無 等については、事前届出

3

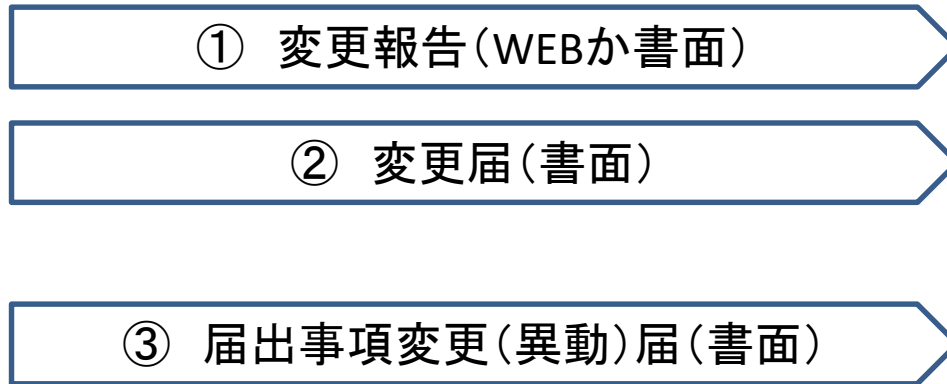


変更報告と変更届の手続き

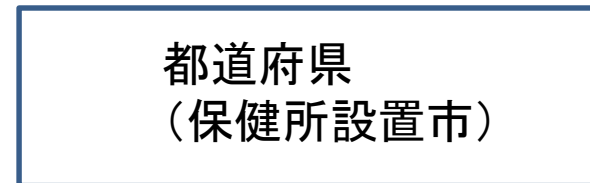
変更事象発生



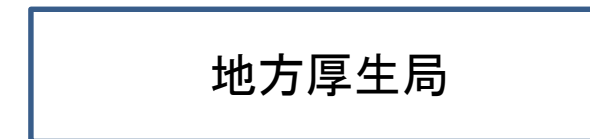
医療機関等手続き



地方公共団体事務処理



地方厚生局事務処理



64

変更報告、変更届及び届出事項変更 (異動) 届で重複している項目がある。

【重複する項目】

○医療機関等

施設名称、管理者、診療科目、診療日^{※1※2}、診療時間^{※1}

※1 個人開設医療機関等は届出義務 ※2 ①②のみ重複

○薬局

施設名称、管理者、営業日^{※2}、営業時間



変更報告と変更届の手続き

同じ変更事象について、複数の手続きが必要になる場合があり、医療機関等において、一つの手続きに連動して他方の手続きが完了したとの誤解や、単純な手続きの失念が発生

65

※豊田市 令和4年度

	変更届	うち、変更報告と重複する手続き		変更報告漏れ
医療法	105件	診療時間	48件	5件程度
薬機法	485件	管理者	29件	13件
		営業時間	21件	7件

7



手続が重複することでの発生する課題と現象

- 医療機関等の立場
 - － 同一項目について、法に基づく報告と施行令等に基づく届け出を行う手間
- 地方自治体の立場
 - － 医療機関の手続き状況を確認し、手続き漏れがあれば手続きの依頼を行う手間
 - － 同一変更項目について、手続き毎に確認作業等の事務処理の手間

変更報告(医療機能情報提供制度)が漏れてしまうと...

- 国民の立場
 - － 医療機能提供制度に基づき作成されたWEBページを確認しても、正確性の高い医療機関等の情報にアクセスできないおそれ



提案① 医療機能情報提供制度に基づく変更報告 及び変更手続きの簡素化

変更報告と変更届が重複する項目について、
変更報告により報告された事項については、
変更届の手続きがされたこととみなす。

- 具体的な対象項目（特に国民が参照すると思われる項目）
 - （医療法）診療科目、診療時間
 - （薬機法）営業日、営業時間



提案①による効果

- 医療機関等の立場

- 届出の記入や、届出（郵送や窓口来庁）の手間がなくなる
（一元化によって添付書類※の省略も期待される。）

※例：保険医療機関・保険薬局届出事項変更届の提出時に添付する、
保健所の受付印のある変更届の写し

- 地方自治体の立場

- 届出の受付業務や、届出書の記載チェックの軽減

- 国民の立場

- 医療機能提供制度に基づき作成されたWEBページで最新の情報が確認できる



提案に対する想定意見等

- 全ての項目がWEBで手続きできない
 - － WEBで手続き可能な項目のみを対象とし、麻酔科の標ぼうや医療免許証の原本確認等で窓口での審査が必要な変更事象はWEB手続き不可とする



2件の提案を行います

提案①

- 医療機能情報提供制度に基づく変更報告及び変更手続きの簡素化

提案②

- 医療機能情報提供制度に基づく情報のオープンデータ化



医療機関等、薬局に関する情報について

- 医療機関や薬局に関する行政情報について、情報公開請求や情報提供依頼が行われている。
- あらゆる行政データのオープン化に伴い、医療機関のデータを整理し、定期的にホームページに掲載をしている。
- 提供を求められる項目については、医療機能情報に掲載されている項目（医療機関名、所在地、連絡先、診療科目、診療時間、管理者名等）が多いが、オープンデータとして活用できない状態となっている。
- 令和4年度の豊田市における対応件数

30件（医療機関）、10件（薬局）



提案② 医療機能情報提供制度に基づく 情報のオープンデータ化

- 医療機能情報提供制度に基づき作成されるホームページから、医療機関や薬局のデータをダウンロードできる機能を実装

※ 薬局においては、薬局の許可番号や許可期限などの必要情報の追加が必要



提案②による効果

- 地方自治体の立場
 - 各自治体に対して行われている情報公開請求や情報提供依頼に関する事務手続きの削減
 - オープンデータ作成事務手続きの削減
- 国民の立場
 - 行政情報の利活用推進



学校給食費以外の学校徴収金を 歳入歳出外現金として扱えるようにすること

令和5年6月23日
指定都市市長会（新潟市）

現状①（学校徴収金について）

- 学校徴収金は様々な種類があり、当市においては学校ごとに徴収・管理等している
- その徴収は口座振替が基本。保護者は学校指定の金融機関での口座開設が必要

- ・ 学校給食費
- ・ 施設見学費
- ・ 検定試験料
- ・ 部活動費
- ・ 教材費・副教材費
- ・ 実習用具等
- ・ 分担金、掛け金
- ・ 文集・卒業アルバム
- ・ 修学旅行費
- ・ 文房具・被服等
- ・ 児童会・生徒会費

現状②（学校徴収金について）

- 学校徴収金の種類・金額・徴収回数は学校によって異なる。
（市内の学校数：176校園、園児・児童・生徒数：57,110名）

【例】 A 小学校（以下の金額を 10 回にわけて徴収）

	給食費	教材費等	実習等 交通費	掛け金等	修学旅行 積立金	年間納入額
1年	56,000	13,524	500	810	—	70,834
2年	56,000	11,259	500	810	—	68,569
3年	56,000	12,311	2,300	810	—	71,421
4年	56,000	14,157	1,200	810	—	72,167
5年	56,000	14,289	1,300	810	25,000	97,399
6年	56,000	14,419	1,500	810	24,000	96,729

【例】 B 中学校（以下の金額を 6 回にわけて徴収）

	給食費 (牛乳のみ)	教材費等	生徒会費	部活動費 等	修学旅行 積立金	年間納入額
1年	11,160	20,824	2,300	6,000	—	40,284
2年	11,160	12,517	2,300	6,000	—	31,977
3年	10,620	13,120	2,300	6,000	4,232	36,272

現状③（学校給食費等の公会計化等について）

- 中央教育審議会の答申（注1）において、学校徴収金の徴収・管理については、自治体が担っていくべきであり、特に学校給食費については公会計化及び自治体による徴収を基本とすべきであり、それ以外の学校徴収金についても公会計化に向けた取組を進めるべきとされている
- 文部科学省の通知（注2）に基づき、各自治体においては、学校現場の負担軽減等のため、学校給食費は公会計化、それ以外の学校徴収金は自治体が徴収することなどの検討を進めている

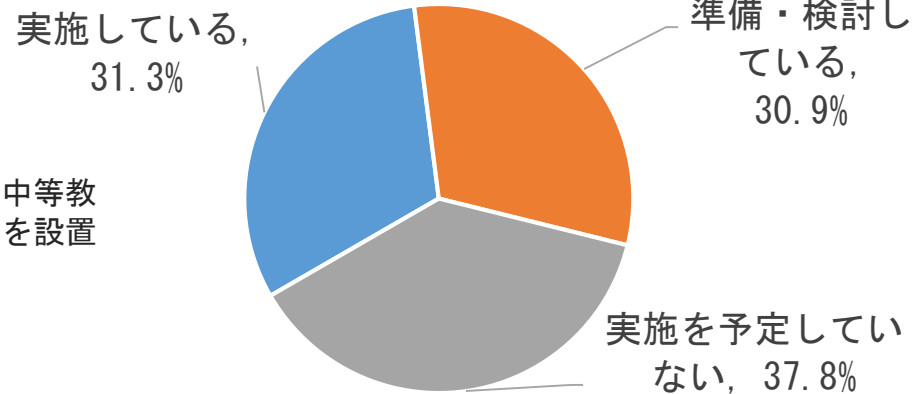
77

【学校給食費の公会計化の状況（注3）】

調査基準日：令和3年5月1日現在

調査対象：計1,794自治体（事務組合を含む）

学校給食を実施している小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校、夜間定時制高等学校を設置管理している教育委員会



（注1）「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」（平成31年1月25日中央教育審議会）

（注2）元文科初第561号令和元年7月31日「学校給食費等の徴収に関する公会計化等の推進について（通知）」

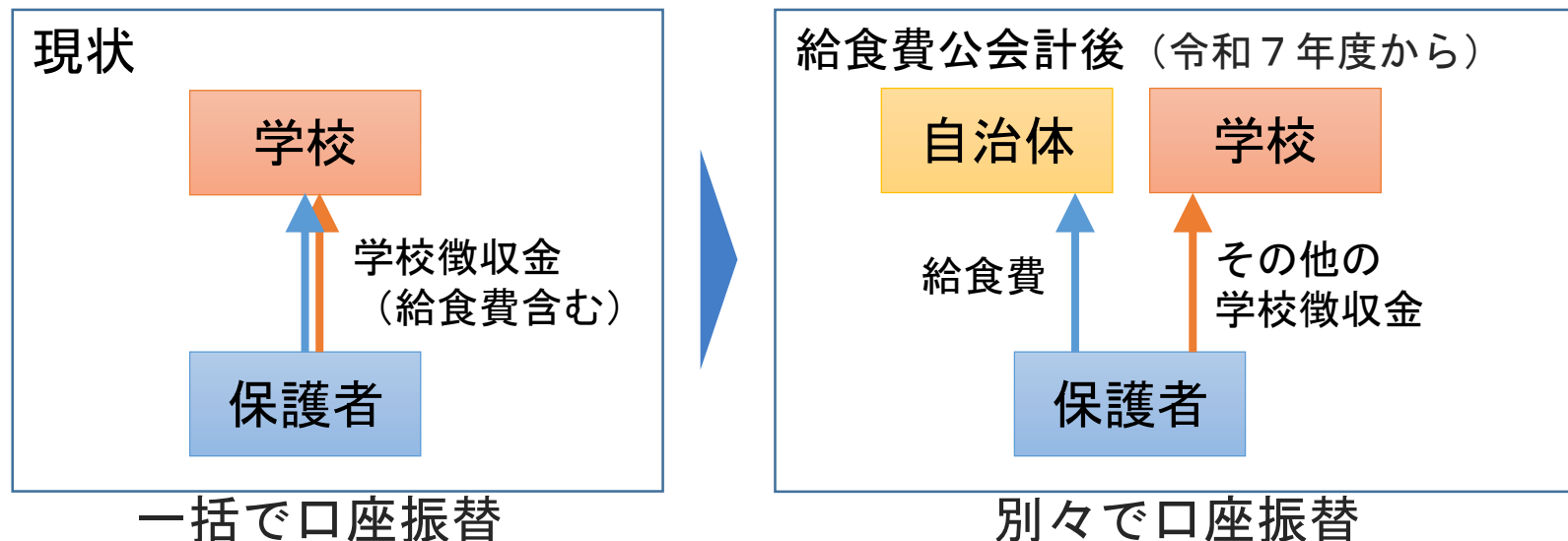
（注3）「令和3年度学校給食費に係る公会計化等の推進状況調査の結果について」（令和4年12月23日）

課題① (公会計化に伴う住民サービスの低下)

- 当市においては、現在、学校給食費を含む学校徴収金を保護者から一括して学校が徴収・管理を行っているが、令和7年度から学校徴収金のうち学校給食費を公会計化する予定。あわせて従前の通り、保護者からの徴収は学校給食費含む学校徴収金を一括で行うことを検討していた
- 学校給食費は、学校給食法を根拠に公会計化により自治体が徴収・管理できる
- しかしながら、学校給食費以外の学校徴収金は、自治体が保管することが可能とされる個別法令がないことから自治体が保管することができず、一括徴収ができない

問題点

- 現行制度のままでは口座振替の手続き等を二重で行わなければならないなど、保護者の利便性が低下



課題②（学校徴収金の徴収・管理）

- 地方自治法の規定により、自治体が保管することができる現金は、歳計現金、基金、歳入歳出外現金、一時借入金に限定。
- 現状の私会計としている学校給食費以外の学校徴収金については、上記に該当せず自治体が保管することはできない。

■ 地方自治法

第二百三十五条の四

79

- 2 債権の担保として徴するもののほか、普通地方公共団体の所有に属しない現金又は有価証券は、法律又は政令の規定によるのでなければ、これを保管することができない。

■ 地方自治法施行令

（歳入歳出外現金及び保管有価証券）

- 第百六十八条の七 会計管理者は、普通地方公共団体が債権者として債務者に属する権利を代位して行うことにより受領すべき現金又は有価証券その他の現金又は有価証券で総務省令で定めるものを保管することができる。

■ 地方自治法施行規則

- 第十二条の五 地方自治法施行令第百六十八条の七第一項に規定する現金又は有価証券で総務省令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 普通地方公共団体が債権者として債務者に属する権利を代位して行うことにより受領すべき現金又は有価証券
- 二 災害により被害を受けた者に対する見舞金に係る現金又は有価証券
- 三 公立学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学及び高等専門学校に限る。）における奨学を目的とする寄附金を原資として交付された現金又は有価証券

提案内容

地方自治法施行規則第十二条の五に
自治体が保管できる現金（歳入歳出外現金）として
「学校給食費を除く学校徴収金」を追加

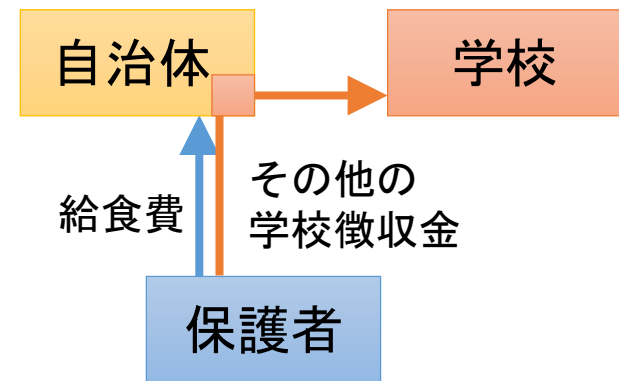


80

自治体による学校給食費と学校徴収金の
一括徴収が可能となり、
市民の利便性を低下させない
学校給食費の公会計化等の実施が実現

教職員の負担軽減により、
子どもに向き合う時間を増加、
新たな教員の確保を促進し
持続可能な教育の維持に寄与

提案実現後



効果

- 学校給食費とそれ以外の学校徴収金の一括徴収により実現することと、効果例

実現すること	保護者の効果	学校・教育委員会の効果
振替口座を 任意の金融機関 に設定	学校指定の金融機関支店での 口座開設が不要	各校で振替処理が不要
	日常的に活用する口座を 設定でき、 口座への都度の入金が必要	口座への入金忘れによる 未収が防止できる
	口座振替手数料の負担が不要	
Webからの 口座登録	スマホ等から いつでも口座登録が可能	口座登録誤りの 訂正業務が減少

(参考1)

「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」

（平成31年1月25日中央教育審議会）（抜粋）

【基本的には学校以外が担うべき業務】

（略）

③ 学校徴収金の徴収・管理

学校給食費や教材費、修学旅行費等の学校徴収金については、未納者への督促等を含め、徴収・管理を地方公共団体の職員の業務とすることで、学校の負担軽減を図りつつ、高い徴収率を挙げている例もある。また、学校給食費については、既に地方公共団体の歳入歳出予算に組み入れる公会計方式にしている地方公共団体も一定程度存在する。

Ⓝ 先進的な地方公共団体の取組を踏まえれば、未納金の督促等も含めた学校徴収金の徴収・管理については、基本的には学校・教師の本来的な業務ではなく「学校以外が担うべき業務」であり、地方公共団体が担っていくべきである。仮に、学校が担わざるを得ない場合であっても、地域や学校の実情に応じて事務職員等に業務移譲すべきであり、教師の業務とすることは適切ではない。

特に学校給食費については公会計化及び地方公共団体による徴収を基本とすべきであり、それ以外の学校徴収金についても、公会計化に向けた取組を進めるべきであって、各地方公共団体の取組状況や既に取り組んでいる地方公共団体の好事例を広く公表することにより、各地域の取組を促す。

（略）

＜文部科学省に求める取組＞

ア 給食費の公会計化導入や徴収業務を学校・教師ではなく地方公共団体が担うようにするためのガイドラインの早急な作成と周知徹底

イ 給食費以外の学校徴収金について、公会計化に向けた好事例形成のため、先進的な取組を行う地方公共団体の支援と、全国への事例周知

ウ 以上の取組を実施した上での、各地方公共団体の取組状況の調査・公表（略）

(参考2)

元文科初第561号令和元年7月31日

「学校給食費等の徴収に関する公会計化等の推進について（通知）」（抜粋）

「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」（平成31年1月25日中央教育審議会。以下「答申」という。）において、学校給食費や教材費、修学旅行費等の学校徴収金については、先進的な地方公共団体の取組を踏まえれば、未納金の督促等も含めたその徴収・管理について、基本的には学校・教師の本来的な業務ではなく「学校以外が担うべき業務」であり、地方公共団体が担っていくべきであるとされたところです。

特に、学校給食費については公会計化及び地方公共団体による徴収を基本とすべきとされた答申を受けて、この度、文部科学省においては、地方公共団体における学校給食費の公会計化を促進し、保護者からの学校給食費の徴収・管理業務を地方公共団体が自らの業務として行うことにより、公立学校における学校給食費の徴収・管理に係る教員の業務負担を軽減することなどを目的として、別添のとおり「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」を作成し、文部科学省のホームページ（https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/1419091.htm）においても公表しております。各地方公共団体におかれては、本ガイドラインを適宜参考として、学校給食費の公会計化の取組を一層推進いただきますようお願いいたします。

さらに、学校給食費以外の教材費、修学旅行費等の学校徴収金についても、答申を踏まえ、未納者への督促等を含め、徴収・管理を地方公共団体の業務とすることや学校を經由せずに保護者と業者等の間で支払いや徴収等を行う方法など、学校の負担軽減を図る取組の推進について、引き続き適切な対応をお願いいたします。（略）



日本赤十字社活動資金の募集等に関する 制度的課題について（自治体業務の法的位置づけ）

令和5年6月 神戸市

1. 現状

- ・地方自治体は、その所有に属しない**現金は法令の規定によるものしか保管できず**、一時的に保管する場合は地方自治法施行令により歳入歳出外現金とするなど、現金の会計上の取扱いは明確に規定されている。
- ・日本赤十字社の活動については「住民の安全・健康及び福祉を維持する」など**公益性も高く**、昭和27年の法施行に際し**厚生省からの要請**もあり、自治体が日本赤十字社都道府県支部から**委嘱**を受けて、地域住民から活動資金を募集及び受領している。また、地域の日赤活動実施のため集めた資金に応じた交付金申請及び執行管理を行っている。



【法令上の規定】

地方自治法

(現金及び有価証券の保管)

第235条の4

2 債権の担保として徴するもののほか、普通地方公共団体の所有に属しない現金又は有価証券は、**法律又は政令の規定によるのでなければ、これを保管することができない。**

【実情】

協力依頼

- ・S27.9月
厚生事務次官通知
- ・毎年2月頃
厚労省社会・援護局長名
会員増強運動への協力依頼

2. 具体的な支障・制度改正の必要性

- ・活動資金・交付金の取扱いに関して、法令上、明確な根拠がなく、現金の取り扱い上問題。各自治体で公金に準ずるものとして要綱を作成し、厳格に取り扱ってはいるが、法的根拠が必要。

【神戸市の準公金見直し状況】

神戸市においては、実態上、公金外現金＝準公金として処理要綱を定め取り扱っているが、準公金の保管は、地方自治法（第235条の4第2項）が予定していない保管であり、準公金の出納及び保管に本市職員が従事することは、地方自治法に抵触する可能性があると認識。

そのため、R2提案後、原則としてすべての準公金を対象に廃止に向けた見直しを行い、ほぼ見直しを終えた状況。

（見直し例①）青少年育成協議会：研修会、善行表彰等を市の事業として実施することで、公金化。

（見直し例②）民生委員児童委員協議会：社会福祉協議会へ事務移管することにより、準公金を廃止。

86

一方、日本赤十字社の活動資金・交付金については、厚生省（厚生労働省）からの協力依頼もあること、また、その業務の公益性の観点等から引き続き協力していきたいと考えており、事務の返上ではなく、法的な位置づけの明確化を求めている。

- ・活動資金及び交付金に関する業務についても、法令上、明確な根拠がなく、日赤活動の公益性の高さと厚生省（厚生労働省）からの協力依頼により委嘱を受けて実施しているが、人件費も発生しており、法的根拠が必要。

【神戸市の場合】

神戸市においては、市長・副市長及び各区の区長等の市職員は、それぞれの職名で日赤兵庫県支部より委嘱を受け、日赤地区本部（神戸市本庁）区地区（神戸市各区）を構成。

委嘱を受けた者（職）は、地区本部・区地区として、募金の受領及び事務費の管理等を担っている。

- ・同様の状況の自治体も他に多数あり、制度適正化のためには法令上の規定が必要。

3. 求める措置



【実現したいこと】

- ①活動資金・交付金を公金化することで、準公金状態を解消し、会計上の取扱いを明確化
- ②自治体が行う日本赤十字社の活動について、法的な位置づけを明確化



【手法（案）】

- ①地方自治法施行規則で歳入歳出外現金として自治体で保管できる規定を明記
- ②日本赤十字社法で歳入歳出外現金として自治体が保管できる規定を明記

⁸⁷いずれかの措置により、自治体が行う日本赤十字社の活動、資金管理に法的地位を与える。

※歳計現金ではなく、歳入歳出外現金と位置づけることを望む理由

歳計現金化の場合は、特に「寄附金の取扱い」に課題が多いと考えており、資金の性格上、歳入歳出外現金と位置づけることを望む。

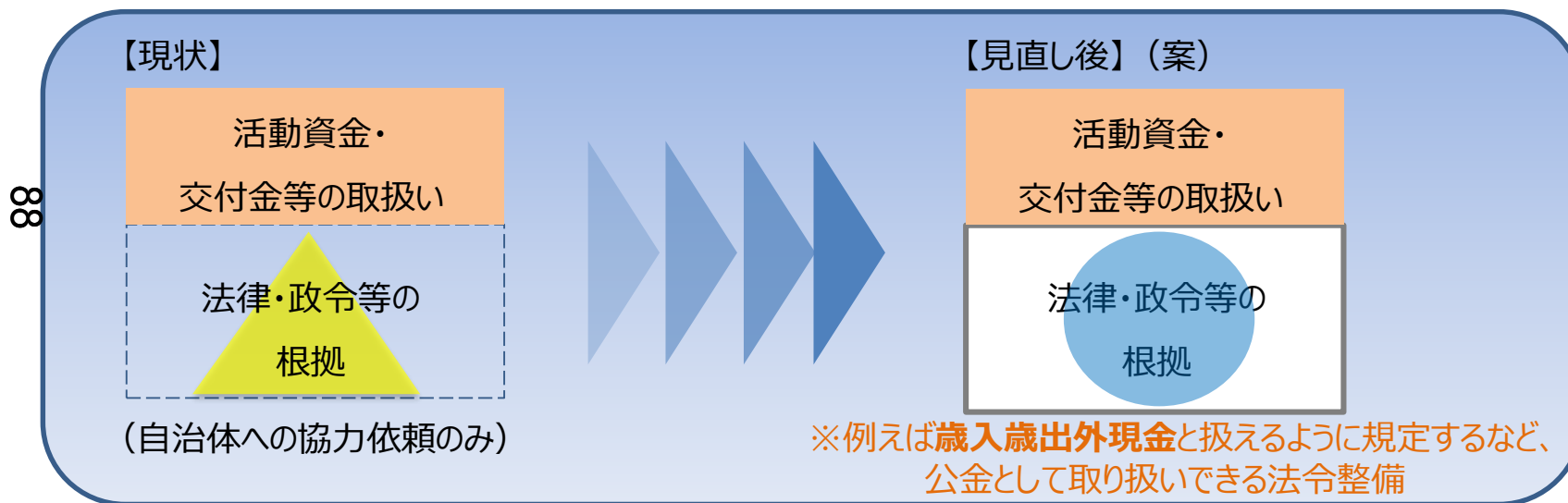
【想定される課題例】

- ・寄附者から見れば、「日赤への寄附」が、歳計現金化により一旦は「自治体への寄附」になってしまう。
- ・日赤事業への寄附として従来通りの税控除を受けることができるのか？ 関連税法等の改正は必要にならないのか？
- ・自治体から日赤への寄付金の払込、自治体から奉仕団等への交付金交付は会計上どのように取り扱うのか？
- ・これまでの積立金はどのように取り扱うのか？

4. 実現による効果

【効果】 自治体の現金取り扱いの適正化

- ・公金として会計管理者の出納及び保管が可能となる。
- ・万一現金事故が発生した場合も、法令の規定に応じた対応が可能となる。



※**歳入歳出外現金**（地方自治法第235条の4の3項）

- ・**地方公共団体の所有に属さない現金**（一時的には預かるが、最終的には所有しない）
- ・その**種類・用途・保管手続**等について、**法律・政令に根拠を有しているもの**
Ex. 職員の給与にかかる源泉徴収所得税、住民税、共済組合の掛金など

（参考）本市における日本赤十字社（兵庫県支部）との関係

- ・ **日赤地区本部**（神戸市本庁） **区地区**（神戸市各区）は、○日赤の組織（委嘱の状況）日赤兵庫県支部より地方公共団体の長、各区の区長をはじめ **神戸市の職員がそれぞれの職名に委嘱を受け構成**された団体。

団体	職名	委嘱者
兵庫県支部	支部長	兵庫県知事
神戸市 地区本部	地区本部長	神戸市長
区地区	地区長	各区長

※このほか、関係職員も委嘱されている

89

- ・ **兵庫県支部としての活動**は、災害時の救護活動や被災者支援で、その活動は**住民からの募金**により支えられている。**神戸市**（地区本部・区地区）は、住民（自治会・婦人会・民生委員が集金）からの**募金の受領**、及び募金活動のため、**日赤から交付される事務費の管理等**を担っている。

※日本赤十字社では、「人道」を理念として、災害時の救護活動や被災者支援活動など、災害の備え、各地域への救急箱やAEDの設置、防災啓発プログラム、応急手当の講習など、地域住民の安全・安心や社会のニーズに沿った公益性のある活動を実施。この活動は、会員等から寄付される活動資金によって支えられており、日赤兵庫県支部においては、会員増強運動を例年5月に展開し、活動資金への協力を広く地域住民にお願いしている。

※日赤各都道府県支部は、支部としての機能はあるが、地域に拠点があるわけではなく、日赤側からの依頼に基づき、①活動資金の募集依頼、②受領、③各支部に対する送金に関しては、地域住民から距離の近い、行政・社会福祉協議会が担当。